

# 第三次君津市地域福祉計画

## <概要版>

令和元年

君津市

# 1 地域福祉計画の策定にあたって

## ●計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能が低下し、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

このような状況に適切に対応していくためには、地域共生社会の実現を目指すことが重要です。これは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。こうした社会を実現するためには、地域のあらゆる住民が役割を持ち、地域コミュニティに参画し、それぞれが支え合っていくことのできるまちづくりを進めていくことが求められています。

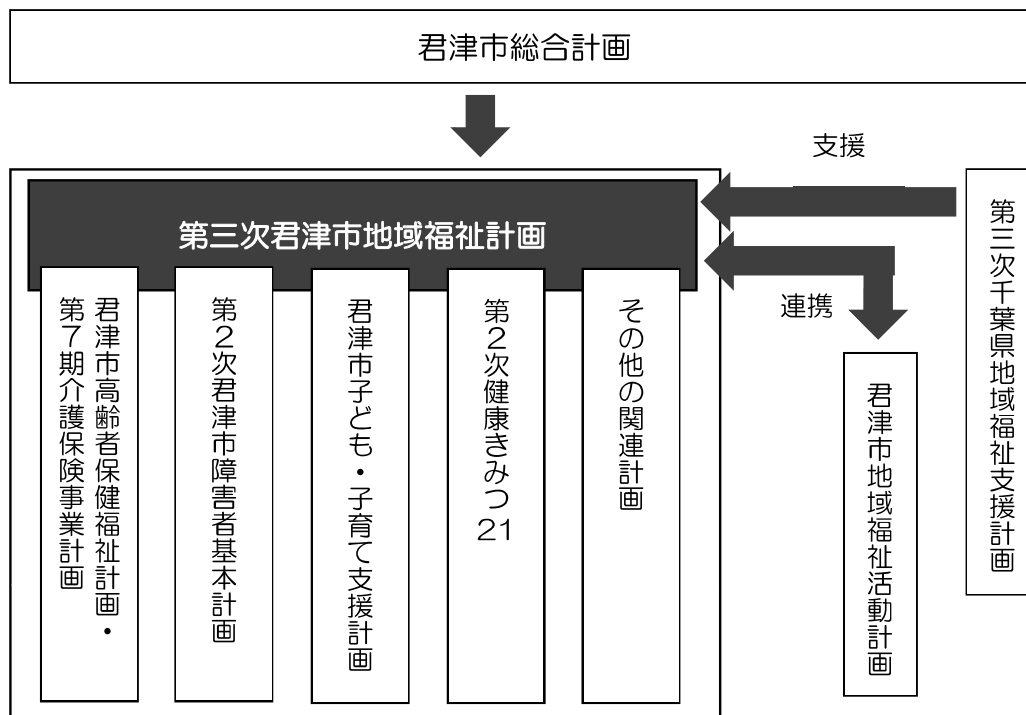
そこで、「第二次君津市地域福祉計画」が2018年度（平成30年度）をもって終期を迎えることから、「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」の実現に向けて、「第三次君津市地域福祉計画」を策定します。

## ●計画の位置付け・期間・策定体制

### 1 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

また、「君津市総合計画」を最上位の計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、「第三次千葉県地域福祉支援計画」や「君津市地域福祉活動計画」との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。



## 2 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行っていくものとします。

	2019	2020	2021	2022	2023
第三次君津市地域福祉計画	▶				

## 3 計画の策定体制

本計画は以下のような体制のもと策定しました。

項目	内容
①君津市地域福祉計画推進委員会	本計画の策定にあたり、その内容について見直し、地域福祉推進に向けて取組や事業等について協議を実施しました。
②市民意識調査	市民が「地域」の中でどのように暮らし、どのように考えているのかを把握することを目的として実施しました。  2018年(平成30年)7月28日から8月17日にかけて、君津市に居住している16歳以上の市民2,000名を対象に実施しました。有効回収数は838票、有効回収率は41.9%となりました。
③事業所調査	福祉に関連のある事業所を運営している方々のご意見を把握することを目的として実施しました。  2018年(平成30年)7月28日から8月17日にかけて、君津市内の各種福祉関係事業所40か所を対象に実施しました。有効回収数は16票、有効回収率は40.0%となりました。
④地区懇談会	生活課題を地域住民から直接お聞きし、計画策定への検討材料とするために、市内の地区社会福祉協議会の活動区域(8地区:君津東、君津中、君津西、君津南、小糸、清和、小櫃、上総)において実施しました。  2018年(平成30年)8月31日から9月29日にかけて、各地区1回の計8回実施しました。参加延べ人数は103人となりました。

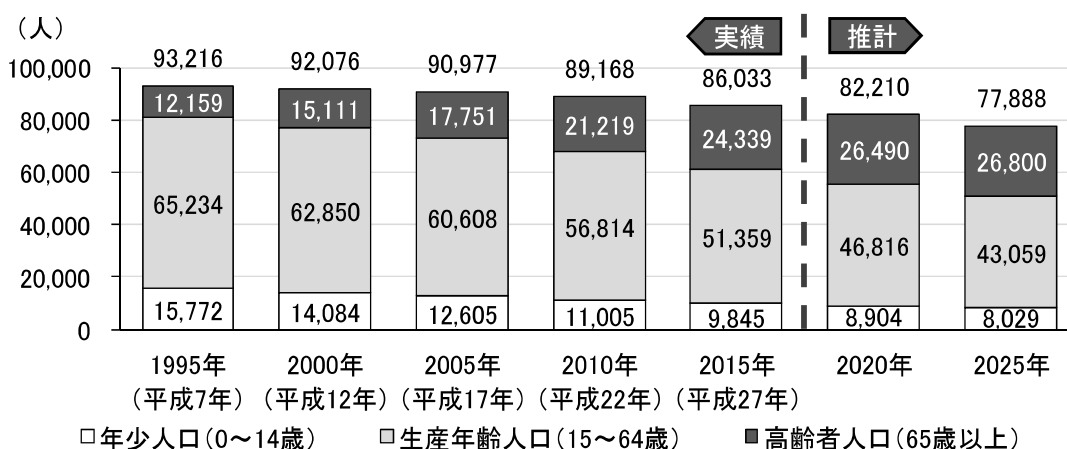
## 2 君津市の現状と課題

### ●人口や世帯の状況

#### 1 人口の状況

本市の総人口は1995年（平成7年）以降、一貫して減少傾向にあり、2015年（平成27年）には86,033人となっています。2025年には77,888人まで減少すると推計されています。

高齢者人口の割合は2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけて4.7ポイント増加し、28.5%となっています。2025年には34.4%まで増加すると推計されています。

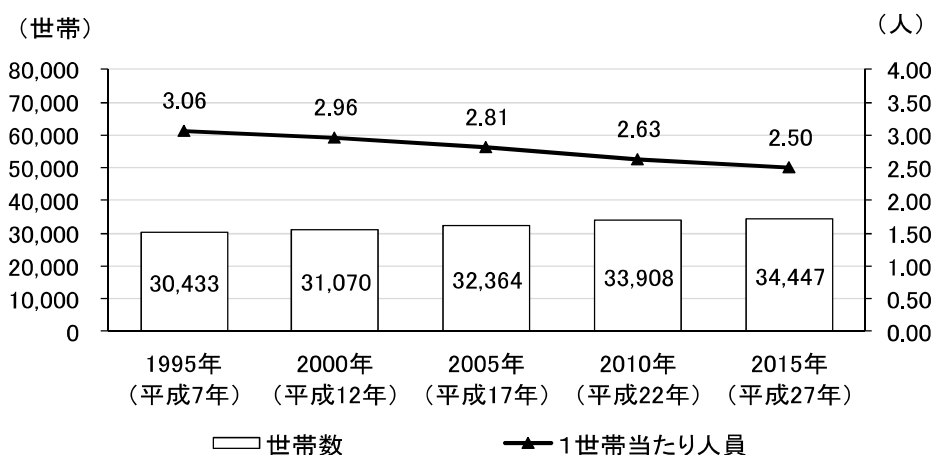


出典：実績は総務省「国勢調査」

推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」から作成

#### 2 世帯の状況

本市の世帯数は1995年（平成7年）以降増加傾向にあり、2015年（平成27年）には34,447世帯となっています。その一方で、1世帯当たり人員は一貫して減少傾向にあり、2015年（平成27年）は2.50人となっています。



出典：総務省「国勢調査」 各年10月1日現在

## ●君津市における地域福祉の課題

現状や各種調査結果を踏まえ、君津市における地域福祉の課題についてまとめると、次のとおりです。

### 課題 住民同士による地域課題の把握と解決の体制づくり

地域の人々が知り合う機会の創出や、各種地域活動団体への加入促進及び活動内容の周知等を推進します。そして、住民同士のつながりを深めるとともに、福祉の担い手の育成にも努め、住民同士による支え合い・助け合いの体制づくりを促進していく必要があります。

「基本目標 1 身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり」にて対応

### 課題 高齢者の利用しやすい移動手段の確保

高齢化が進行する中で、特に内陸部の地区においては、高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。そこで、新たな公共交通の整備や、スクールバス等の有効活用、住民同士による助け合い等も含め、高齢者が利用しやすい移動手段について検討していく必要があります。

「基本目標 2 安心して暮らせるための環境づくり」にて対応

### 課題 防災意識の啓発による安全・安心の体制づくり

避難所や避難場所の周知、備蓄品の確保を推奨するなど、住民に対して積極的な防災意識の啓発に努めることが重要です。また、災害時に地域の人が支援を必要とする人の安否確認や避難誘導等をスムーズに実施できるような体制づくりも検討を進めていく必要があります。

「基本目標 2 安心して暮らせるための環境づくり」にて対応

### 課題 きめ細かで利用しやすいサービス提供体制の整備

全国的に福祉サービスに係る費用が増大している中で、市民一人ひとりが安心して豊かな生活を送るためにも、限られた財源を最大限に有効活用した、きめ細かなサービス提供体制の整備が課題となっています。

これと同時に、相談窓口の充実や、受け手にとってわかりやすい福祉サービス情報の周知にも努めることで、市民が福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めていくことも併せて重要と考えられます。

「基本目標 3 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり」にて対応

## 3 基本理念と各種施策の展開

### ●計画の基本理念

本計画では、第一次計画及び第二次計画に引き続き、身近な地域や市全体の中で顔が見える関係をつくり、子どもから高齢者まで全ての人々が、支え合い・助け合えるまちづくりを進めていくことを目指していきます。

そして、人と人とのつながりを基本とし、地域の連帯感を高め、いつまでも安心していきいきと暮らせるまちを目指していくことから、引き続き、「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」を基本理念として掲げていきます。

#### 基本理念

いつまでも住み続けたい  
支え合いのまち きみつ

### ●基本目標

本計画では、基本理念の実現と地域福祉におけるさまざまな課題の解決を目指して、第一次計画及び第二次計画に引き続き、次の3つを基本目標として掲げます。

#### 基本目標1 身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域の連携体制の整備や、地域福祉の担い手を育成支援することなどを通じ、支え合い・助け合いの体制づくりを推進していきます。

#### 基本目標2 安心して暮らせるための環境づくり

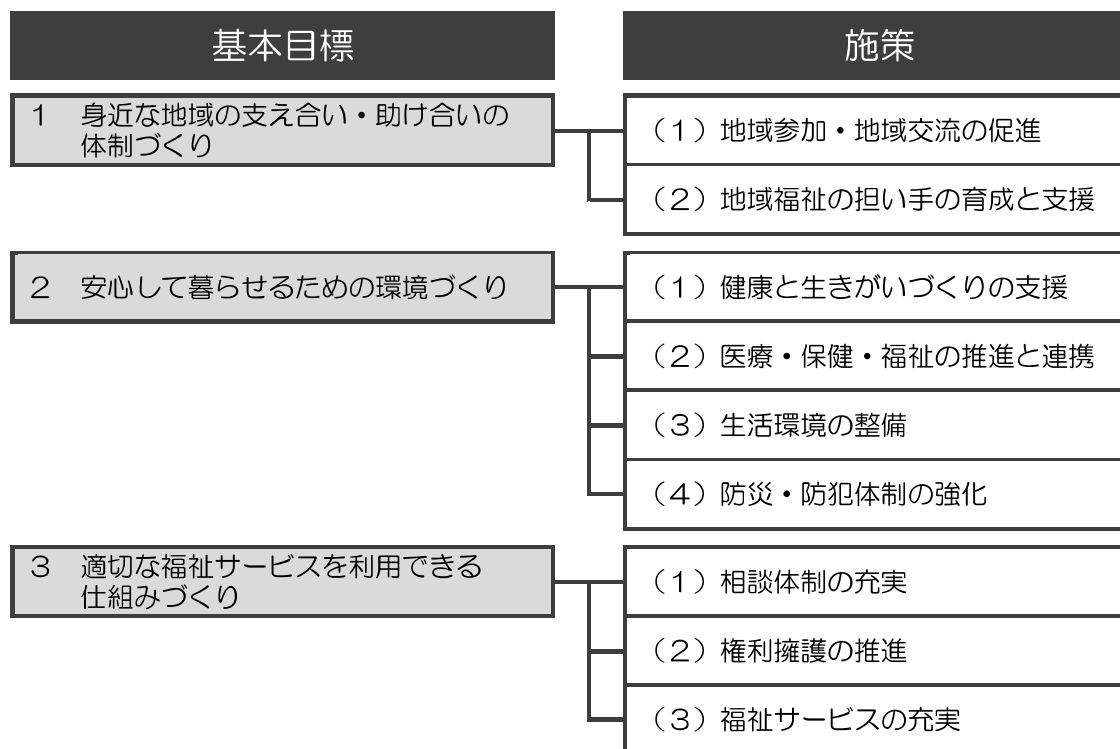
生きがいを持って健康に生活できるように、医療・保健・福祉分野の連携の強化や地域包括ケアシステムの深化・推進、地域のバリアフリー化等の生活環境の整備を図るとともに、防災・防犯体制を強化し、安心して暮らすことができる環境づくりを推進していきます。

#### 基本目標3 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

市民一人ひとりが安心して豊かな生活を送ることができるように、相談体制の更なる充実を図りながら、権利擁護の推進をし、誰もが必要なときに必要な福祉サービスを利用できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

## ● 施策体系

本計画の施策体系は以下の通りです。



## ● 成果指標の設定

本計画では、施策ごとに成果指標を設定し、進捗状況について定期的に評価を行いながら各種施策を推進していきます。以下にその一部を抜粋して掲載します。

施策	成果指標	現状値 2017年度	目標値 2023年度
地域参加・地域交流の促進			
	コミュニティセンターの利用者数	60,711人/年	62,000人/年
地域福祉の担い手の育成と支援			
	福祉分野におけるボランティア活動参加者数	20,922人/年	22,000人/年
健康と生きがいづくりの支援			
	特定健康診査実施率	47.5%	60.0%
医療・保健・福祉の推進と連携			
	健康増進モデル事業の教室数	105教室	115教室
生活環境の整備			
	障害者（児）移動支援 延べ利用時間数	322時間/月	361時間/月
防災・防犯体制の強化			
	災害時要援護者登録者数	1,621人	1,800人
相談体制の充実			
	地域子育て支援センター利用者の満足度	—	80%以上
権利擁護の推進			
	認知症サポーター総数	6,030名	8,200名
福祉サービスの充実			
	保育園年度当初待機児童数	45人	0人

# ●目標実現に向けた施策の展開

## 1 身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり

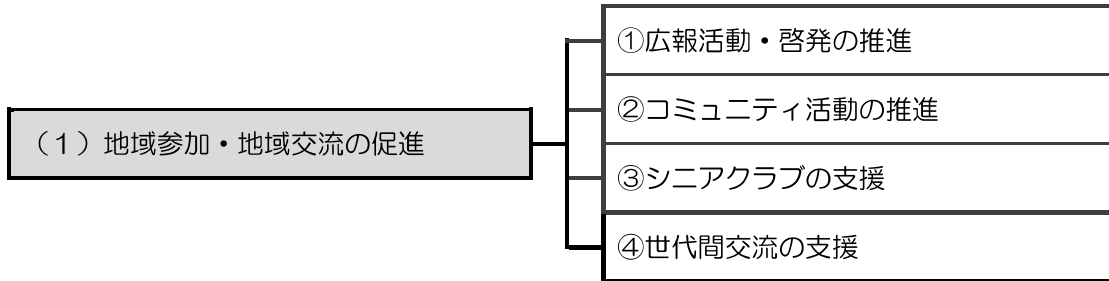
### (1) 地域参加・地域交流の促進

高齢化や人口減少が進行し、世帯構成や生活様式などが変化する中で、日常的な近所づきあいが失われてきており、住民同士のつながりの希薄化や地域における孤立等が社会問題となっています。

そのため、地域活動における住民参加や交流の促進を図り、身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくりを進めていくことが求められています。

本市では、各種イベントや地域福祉に関する情報の積極的な発信に取り組むことで、住民一人ひとりの福祉意識の醸成を図ります。また、高齢者が生涯を通じて活躍できる社会づくりを進めることで、住民の地域への参加や交流の促進を図ります。

#### 【事業の展開】



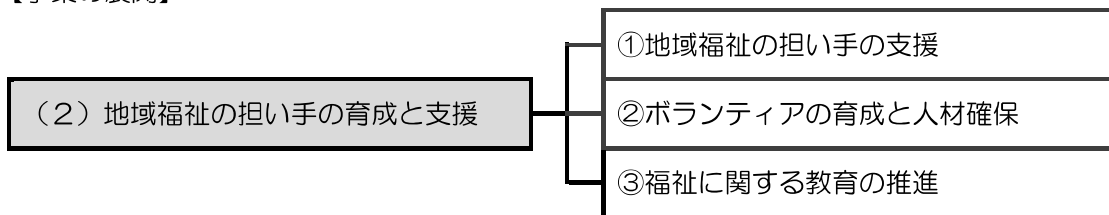
### (2) 地域福祉の担い手の育成と支援

少子高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能は低下してきており、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズも多様化・複雑化しています。こうした中で支援を必要とする人が増加する一方、地域で活動する担い手や福祉人材が全国的に不足しています。

このような状況に適切に対応していくためにも、公的サービスの充実・提供だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いにより地域福祉を推進していくことがこれまで以上に重要となっています。

本市では、地域福祉の担い手の確保・育成に向けて、各種支援制度の周知により市民の積極的なボランティア参加を促進するほか、知識と経験が豊富な高齢者が生きがいを持って地域社会で活躍するための体制整備に努めます。また、きめ細かな地域福祉活動の担い手である君津市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、君津市赤十字奉仕団などへの支援機能を充実するほか、各種ボランティアの育成、福祉に関する専門的な人材の確保を推進します。

#### 【事業の展開】



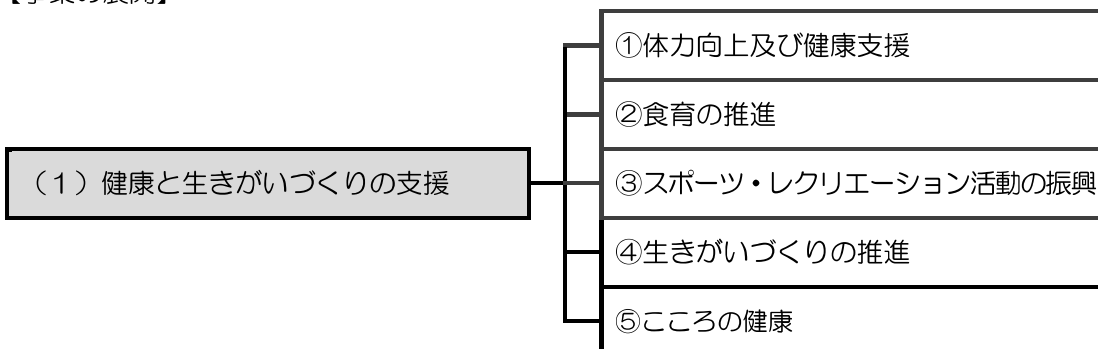


## 2 安心して暮らせるための環境づくり

### (1) 健康と生きがいがづくりの支援

本市では、「第2次健康きみつ21」に基づき、ライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、子どもたちの体力向上や高齢者の生きがいがづくりに努めるなど、心身共に健やかに暮らせるための生活を支援していきます。また、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる市民を育むことを目的とした食育事業を実施します。さらに、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図ることで、総合的な自殺対策も推進します。

#### 【事業の展開】



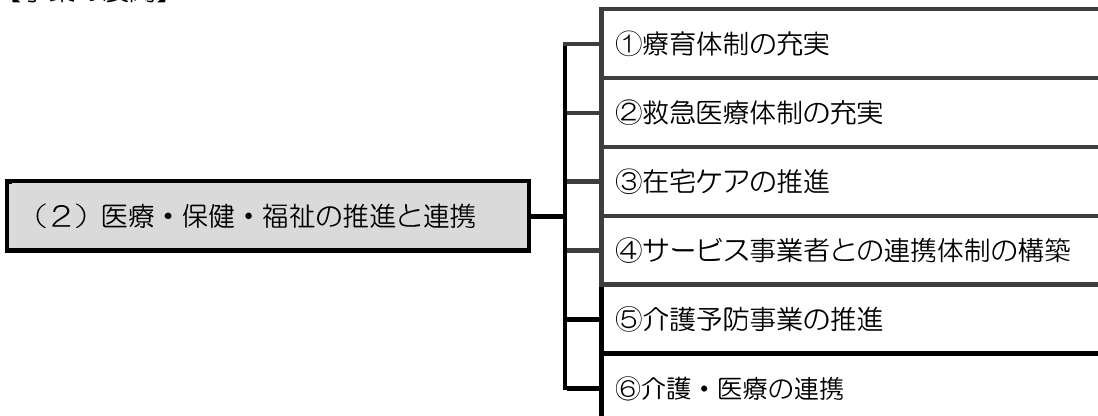
### (2) 医療・保健・福祉の推進と連携

近年、高齢者の自立を支える地域包括ケアシステムの深化・推進、生活習慣病対策や在宅療養環境の整備、障害者の自立支援や就労支援など、行政の提供する保健福祉サービスと地域の医療機関・福祉事業者等との連携及び広域の高度専門機関との連携による切れ目のない医療・保健・福祉の連携による支援が課題となっています。

こうした市民のニーズに適切に対応するためにも、地域における医療・保健・福祉の連携を強化し、質の高い総合的なサービスの提供体制を整備する必要があります。

本市では、医療・保健・福祉の連携による在宅ケアや療育、介護予防事業といったサービスの提供体制の整備をより一層推進するほか、医師会や近隣市との連携強化によって、救急医療体制の充実に努めます。

#### 【事業の展開】



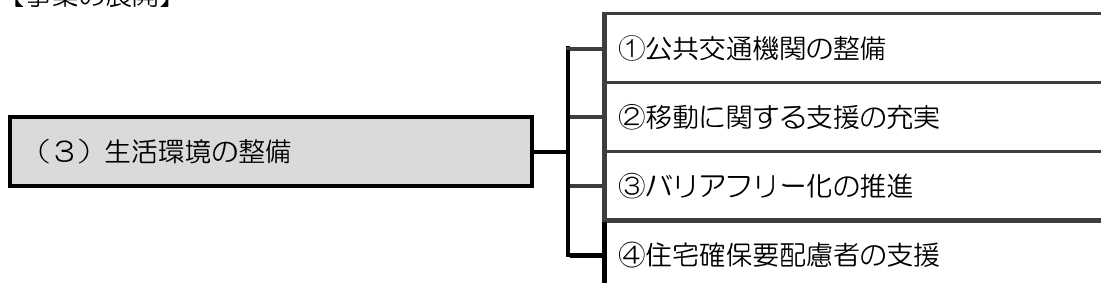
### (3) 生活環境の整備

全国的に高齢者や障害者が増加している中で、誰もが安心・安全で快適に暮らすことができる、住みやすいまちづくりを推進する必要があります。

高齢者の移動手段については、高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景とした運転免許の自主返納が促進されている中で、さまざまな対策の検討が進められています。また、障害者が安心して日常生活を送るため、生活環境に存在するバリアによって社会参加を妨げられることのないユニバーサルな社会が求められており、「誰もが利用しやすい環境」という視点に立ったまちづくりを推進していく必要があります。

本市では、誰もが安心して生活できるよう、住宅のバリアフリー化や公共施設のユニバーサルデザイン化など、ハード面の整備を推進します。さらに、住宅セーフティネットの構築を目指し、住宅確保要配慮者への対応を進めます。また、公共交通の維持に努めるほか、移動支援サービスの拡充を図り、交通弱者対策も推進します。

#### 【事業の展開】

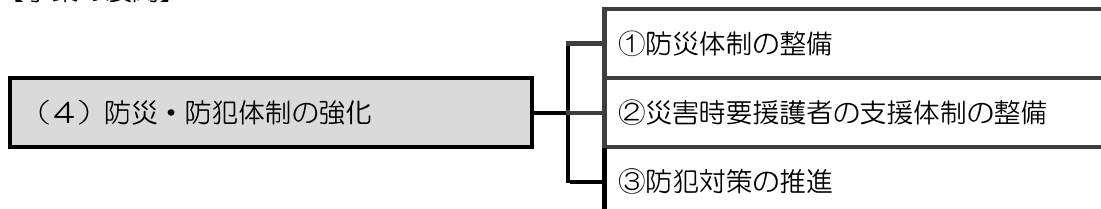


### (4) 防災・防犯体制の強化

近年、地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中で、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的な課題となっています。また、高齢者を対象とした電話d e詐欺をはじめとする特殊詐欺の増加や、犯罪には至っていないものの、子どもや女性に対する不審者情報も多く見られています。

本市では、防災体制の整備として、施設の耐震化や自主防災組織の活動促進、消防団の活性化、災害時要援護者の把握による避難支援を円滑に進める体制づくりを進めます。また、防犯体制の整備として、情報発信や防犯パトロールを行うとともに、地域による防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進します。

#### 【事業の展開】



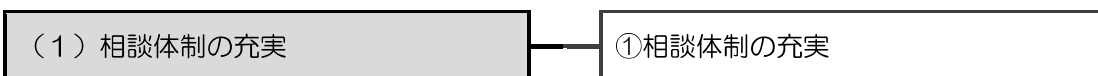
### 3 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

#### (1) 相談体制の充実

世帯構造やライフスタイルの変化を受け、住民のニーズが多様化・複雑化しており、高齢の親が障害のある子どもを介護する「老障介護」、育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」など、世帯全体で複合的な問題が生じています。こうした中で、制度の縦割りを超えてニーズを包括的に受け止め、支援するための地域の体制づくりが求められています。

本市では、関係機関との連携の強化により、分野横断的な問題を抱える住民のニーズに対応できるよう、身近な相談体制の整備と充実に努めます。

#### 【事業の展開】

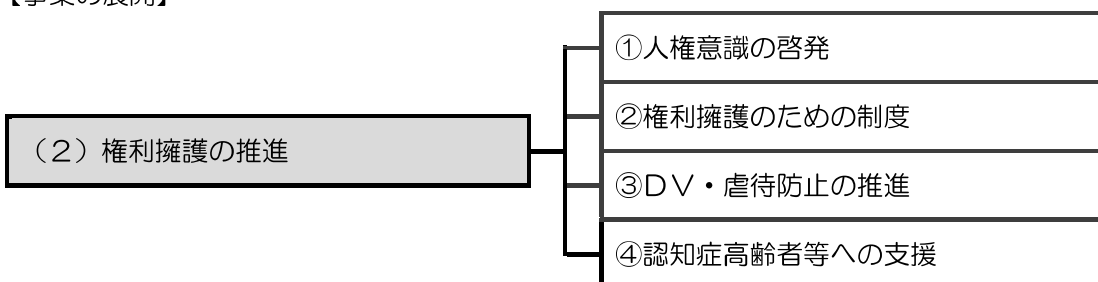


#### (2) 権利擁護の推進

判断能力等が十分でないことを理由に、認知症高齢者に対する虐待や詐欺商法、障害者に対する虐待や嫌がらせ等が発生しており、こうした方々は生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすくなっています。さらに、近年では児童虐待やDV被害も増加しているため、虐待や権利侵害の防止に向けたさまざまな取組を進め、社会的弱者の権利を守り、誰もが安心して日常生活を送れるような社会づくりを推進していくことが必要です。

本市では、人権侵害のない地域づくりに向けて人権教育等を推進するとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度を通じて、高齢者や障害者の権利擁護を図ります。また、関係機関と連携し、DVや児童虐待の防止、認知症高齢者への支援体制を整備します。

#### 【事業の展開】

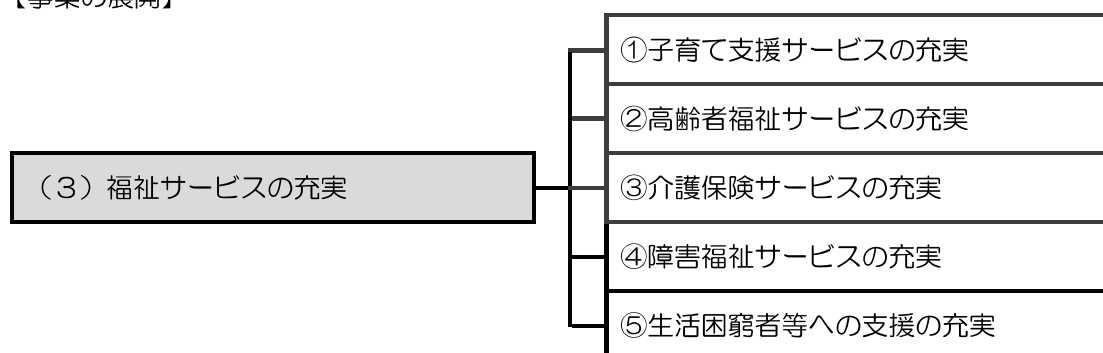


### (3) 福祉サービスの充実

住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るためにも、誰もがニーズに応じて適切にサービスを受けられるよう、サービス基盤の充実を図ることが重要です。さらに、市民が安心してサービスを利用するという視点から、サービスの質の向上を図ることも併せて重要となります。その一方で、国の社会保障費は今後も増加していくと見込まれており、所得に応じた利用者負担の見直しなども進められています。

本市では、子育て支援、高齢者福祉、介護保険、障害福祉などの各種福祉サービスの充実について、それぞれ個別の計画に沿って推進していくとともに、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する自立相談支援や、その世帯に属する子どもへの学習支援など、貧困の連鎖の解消に向けた支援も推進します。

【事業の展開】



## 4 計画の推進に向けて

### ●計画の点検・評価

本計画を効率的かつ効果的に推進するため、また、計画期間中の社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し・改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）により取組を進めることで、計画の着実な推進を図ります。なお、評価結果については、次期計画の基礎資料として活用していきます。

第三次君津市地域福祉計画  
<概要版>

令和元年 発行

発行・編集 君津市保健福祉部厚生課  
〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号  
電話：0439-56-1183  
市ホームページ：https://www.city.kimitsu.lg.jp/